

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 残余財産の確定の日の属する課税事業年度の地方法人税確定申告書の記載事項について、所要の措置を講ずることとする。(第5条関係)
- 2 この省令は、令和5年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)